

岡崎市次世代自動車購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、電気自動車（以下「BEV」という。）、プラグインハイブリッド自動車（以下「PHEV」という。）又は燃料電池自動車（以下「FCEV」という。）（以下これらを「次世代自動車」という。）を購入する者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、環境性能に優れた次世代自動車の導入費用等の一部を補助することにより、次世代自動車の普及促進を図るとともに岡崎産再エネ電気によるゼロカーボンドライブを通じたエネルギーの地産地消及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。あわせて、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次世代自動車の導入等に伴う家計及び事業運営における経済的負担の軽減を図るものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) BEV 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、内燃機関を併用しないものをいう。
- (2) PHEV 外部電源からの充電が可能であり、かつ、エネルギー回生機能を有する四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車である旨が記載されているものをいう。
- (3) FCEV 水素を燃料とする燃料電池により発電した電気を動力源とする四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
- (4) 初度登録 道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに初めて登録を受けることをいう。この場合において、軽自動車にあつては、同法第59条第1項に規定する新規検査を受けることをいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次世代自動車の新車を自ら使用する目的で購入し、又は4年以上のリース契約（サブスクリプション契約を含む。）を締結（以下「購入等」という。）した個人（個人事業主を含む。以下同じ。）又は事業者（法人その他の団体をいい、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす個人であること。

ア 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に、次世代自動車の初度登録を受けていること。

イ 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項の「自動車登録番号又は車両番号」に「岡崎」と、「自家用・事業用の別」に「自家用」と記載されていること。

ウ 第8条に規定する交付の申請をする日（以下「申請日」という。）において、本市に引き続き180日以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

エ 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項に「使用者」として記載されていること。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす事業者であること。

ア 前号ア、イ、オ及び代表者又は役員がカに掲げる要件を満たすこと。

イ 市内に本社、支社、支所、支店又は営業所等を置く事業者で、現に事業の活動実態があること。

ウ 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」が本市の区域内であること。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、交付対象者が購入等をした次世代自動車の車両本体価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。この場合において、当該車両本体価格に値引きがあるときは、当該値引き後の金額とする。

2 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとし、予算の範囲内（補助金の予算の総額は62,800,000円とする。）において交付する。

3 別表1（エ）は、交付対象者が次条に規定する要件を満たす場合において、

別表第1（ア）に定める額に加算するものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、別表第1（イ）、（ウ）及び（エ）に係る補助金の交付額の合計については、11,800,000円を上限額とする。
- 5 補助金の交付は、一の個人又は一の事業者につき、同一の年度内において1台までとする。
- 6 補助対象経費の額が70万円に満たない次世代自動車を購入等したときは、補助金は交付しない。

（岡崎産再エネ電気加算）

第6条 前条第3項に規定する加算の対象となる者は、申請日において、購入等をしたBEV又はPHEVの自動車検査証記録事項に記載された「使用者の住所」又は「使用の本拠の位置」において、岡崎市地産地消再エネ事業者登録制度に登録のある小売電気事業者（以下「岡崎市地産地消再エネ事業者」という。）が供給する地産電力メニュー（以下「岡崎産再エネ電気」という。）と契約している者であって、当該自動車検査証記録事項の「使用者」と当該契約の「契約者」が同一であるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、加算の交付は、同一の世帯（個人の場合に限る。）又は同一の事業所等（事業者の場合に限る。）につき、同一の年度内において1台を限度とする。

（他の補助金との関係）

第7条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の受給を妨げない。ただし、当該国庫補助金等の交付要綱等に定める規定を遵守しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の2月18日までに、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書（以下「交付申請兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該提出がなされた日を第4条第1項第1号ウに規定する申請日とする。

- (1) 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項の写し
- (2) 購入により車両を取得した場合にあっては、車両販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し（車両本体価格が明記されているものに限る。）

- (3) リース契約により車両を取得した場合にあっては、リース契約した事実が確認できる書類の写し（リース期間の記載があるものに限る。）及び岡崎市次世代自動車購入費補助金リース明細書
 - (4) 市税に滞納がないことを証する書類（本市が発行する完納証明書。）。なお、次項に規定する電子申請を行う場合であって、市税の納付状況を市長が確認することに同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。
 - (5) 第6条に規定する加算を受けようとする場合にあっては、岡崎産再エネ電気の契約を締結していることを証する書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による提出は、あいち電子申請・届出システムを利用した申請（以下「電子申請」という。）又は窓口への持参により行うものとする。
 - 3 第1項第4号に規定する書類は、同項の規定による提出の日前2月以内に発行されたものに限る。
 - 4 第1項の規定による提出の受付は、第5条第2項及び第4項に規定する予算の範囲内において先着順に受理する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、第5条第4項に定める額に達した時は、当該区分に係る申請の受付を停止する。この場合において、同表に規定する(ア)については、予算の範囲内において引き続き受付を行うものとする。
 - 6 第5条第2項に規定する予算の総額、又は同条第4項に規定する上限額に達することとなった日（以下「受付終了日」という。）において、受理した申請の合計額がそれぞれの額を超えるときは、当該受付終了日に提出された申請のみを対象として抽選を行い、予算の範囲内において受付の順番を決定する。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。この規定により通知を受けた者を、以下「交付決定者」という。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 3 前条第6項の規定による抽選の結果、予算の範囲外となった申請についても、前項と同様とする。
 - 4 市長は、補助金の交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請取下届出書を、市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第12条 交付決定者は、購入等をした次世代自動車の初度登録を受けた日から起算して4年を経過する日（以下「処分制限期間」という。）までにおいて、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して売却、譲渡、交換、貸付け、廃棄等（以下「財産処分」という。）をしてはならない。リース契約により導入した場合において、処分制限期間内に当該契約を解除し、又は解約しようとするときも、同様とする。

2 第6条の規定による加算を受けた者は、処分制限期間内において、市長の承認を受けずに、岡崎産再エネ電気の契約を解除してはならない。

3 交付決定者は、第1項の承認又は前項の規定による契約の解除等しようとするときは、あらかじめ岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認通知書により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

5 市長は、前項の承認にあたり、補助金の返還その他の必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) 第6条の規定による加算を受けた場合において、処分制限期間内に同条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) 第11条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
 - (5) 第12条第1項の規定に違反して財産処分を行ったとき。
 - (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による補助金の返還は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当する場合 既に交付した補助金の全額
 - (2) 第1項第2号に該当する場合（電気契約の解除等） 第5条第3項に規定する加算額に、処分制限期間から既に使用した年数（1年未満の端数は切り捨てる。）を控除した年数を、処分制限期間で除して得た値を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - (3) 第1項第5号に該当する場合（車両の処分） 補助金の額（第5条第3号に規定する加算を受けた場合は、当該加算額を含む。）に、処分制限期間から既に使用した年数（1年未満の端数は切り捨てる。）を控除した年数を、処分制限期間で除して得た値を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- 4 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。
- (1) 天災等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により次世代自動車を処分せざるを得ないとき。
 - (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（地位の承継）

- 第14条 交付決定者について、交付対象である車両を相続した個人、又は合併等により事業の承継を受けた事業者（以下「承継」という。）は、当該交付決定者の地位を承継するものとする。
- 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに岡崎市次世代自動車購入費補助金地位承継届出書に、承継の事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、相当と認

めたときは、当該承継した者にその旨を通知するものとする。

(状況調査)

第 15 条 市長は、補助金の交付の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は職員にその状況を調査させることができる。

2 申請者等は、前項の規定による報告を求められたとき、又は調査の申出があったときは、これに協力しなければならない。

(期日の特例)

第 16 条 第 8 条第 1 項に規定する提出の期限が閉庁日に当たるときは、その日の後に最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。ただし、同項第 1 項の提出期限が閉庁日の場合は、その日の前に最後に到来する開庁日をもってその期限とみなす。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

車両の区分等		補助金の額
(ア)	BEV・PHEV	350,000円/台
(イ)	FCEV（個人の場合）	200,000円/台
(ウ)	FCEV（法人の場合）	100,000円/台
(エ)	岡崎産再エネ電気加算 （BEV・PHEVを導入する場合に加算対象とする）	100,000円/台

※いずれも、次世代自動車の補助対象経費が70万円を超えるものを対象とする。

※補助金の予算の総額は62,800,000円とする。ただし、(イ)、(ウ)及び(エ)の申請の額の合計が11,800,000円に達した場合、当該メニューについては受付を停止する。なお、いずれかの予算枠が上限に達した日に複数の申請があった場合の抽選は、当該予算枠の申請者を対象に行う。